

三豊市農業委員会 10月定例総会議事録

令和6年10月21日午後1時30分より、三豊市農業委員会10月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名(農業委員24名、農地利用最適化推進委員4名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 和雄	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	○	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】

8番	西山 勇	－	12番	石井 秀一	○	25番	獅々堀英明	○
36番	石川 雅廣	－	47番	十河 隆司	－	55番	吉久 彰人	○
59番	喜田 秀次	－	61番	安藤 徹雄	○			

2. 署名委員

9番 大橋 正幸
12番 前谷 晃年

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第4条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 8号 非農地証明願いの件について
議案第 9号 非農地通知の件について
議案第10号 農用地利用集積計画の件について
その他の件について

7. 開会	【 午後 1 時 3 0 分 】	2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 長	それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会 1 0 月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。	事務局 議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を報告いたします。
会 長	皆様、こんにちは。暑かった夏が終わり、最近は寒暖の差が激しくな ってまいりました。稲刈り作業はほぼ終わる時期ですが、秋野菜等を作 付けされる方におかれましては、今から土づくりなど忙しくなることと 思います。そういったお忙しい中、本日はお集まりいただきありがとうございます。 私たちの任期も残りあと 5 か月となりました。皆様のご協 力のおかげで何とかここまで来たわけではありますが、残りの任期の間、 少しでも多くの農家の方が、農業委員さんや推進委員さんがいてよかつ たと思っていただけるような取り組みをしていただければありがたいで す。本日は議案が多くありませんが、皆様にご協力いただき、スムーズ な議事進行を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。	〔 議案第 2 号 番号 1 号を朗読 〕 以上 1 件、農地法第 1 8 条第 6 項の規定によりまして、当農業委員会 に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報 告を申し上げます。
事務局 長	ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は 2 4 名で、定足 数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。な お、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るか マナーモードに設定していただきますようお願いいたします。 それでは、総会会議規則第 6 条の規定によりまして、本会議の議長を 堀江会長にお願いいたします。	議 長 ただいまの議案第 2 号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、 いかがでしょうか。
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会 1 0 月定例総会を開会いたします。 最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させてい ただきます。それでは議席番号 9 番 大橋 正幸 委員、議席番号 1 2 番 前谷 晃年 委員のご両名をお願いいたします。 本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案 書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1 ページを開いて ください。議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を 議題といたします。事務局の報告を求めます。	一 同 〔 なしの声あり 〕 議 長 ないようですので、議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通 知の件について」の 1 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ま せていただきます。6 ページを開いてください。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いた します。 〔 議案第 1 号 番号 1 号から番号 1 3 号を朗読 〕 以上 1 3 件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意 の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。	事務局 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」 説明をさせていただきます。 〔 議案第 3 号 番号 1 号から番号 1 3 号を朗読 〕 以上 1 3 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、 農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上 げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
議 長	ただ今の議案第 1 号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、 ご質問ございませんか。	議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
一 同	〔 なしの声あり 〕	5 番 番号 1 号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会で、今回譲 受人の要望により売買が成立したものです。現地を確認したところ、現在 草の管理を行っているのみの状態ですが、今後は水稻を作付け予定です。 地元水利の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ありませんので、 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ないようですので、議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件に ついて」の番号 1 号から番号 1 3 号の 1 3 件の報告事項は、異議なしと認 めます。次に進ませていただきます。5 ページを開いてください。議案第	6 番 番号 2 号について説明します。譲渡人と譲受人は近所に住んでおり、譲 受人は水稻を作付けするなど、所有する農地は適切に管理しております。 地元水利等の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ありませんの で、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
		3 番 番号 3 号について説明します。譲渡人は農業廃止を考えており、農地の 譲渡先を探していたところ、譲受人と話がまとまり今回無償での譲渡が成 立しました。現地を確認したところ水稻が作付けされており、今後も引き 続き水稻を作付けする予定です。周辺農地への影響もなく問題ありません。

		ご審議よろしくお願いいたします。			
8	番	番号4号について説明します。譲渡人は農地と家を相続しましたが、自宅から遠く管理に苦慮していたため、家を農地つきで空き家バンクに売りに出していました。譲受人は建築業に従事しており、申請地がある方面で倉庫兼作業場を探していました。譲渡人が出していた物件を見つけ、農地についてはいったん借り受けて管理を行い、今回売買が成立したものです。現地を確認したところ、水稻が作付けされ適切に管理されており、今後も水稻や果樹を作付けする予定です。地元水利の同意も得ており、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いいたします。			てくれています。 番号12号について説明します。申請地は譲渡人の宅地に隣接しており、譲受人に農地と宅地を一緒に買ってほしいと相談したところ、今回の売買がまとまりました。現地を確認したところ家庭菜園として利用されており、今後はモリングを栽培する予定です。 以上、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いいたします。
10	番	番号5号について説明します。譲渡人は高齢となり、所有農地の管理が難しくなっていました。近所で農業に従事している譲受人に相談をしたところ、譲受人宅から近いこともあり、今回の売買が成立しました。譲受人は水稻を作付けしており、所有する農地はすべて適切に管理しております。現地を確認したところ草刈りがされており、今後は野菜を栽培する予定です。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いいたします。	1	番	番号13号について説明します。譲渡人と譲受人は親子です。将来的に親の農地を管理する予定のため、まず申請地を譲渡することとなったものです。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いいたします。
13	番	番号6号について説明します。譲渡人は、申請地の一部を貸して残りは果樹を植えていました。貸借契約の終了が近づいてきたため譲受人に相談をしたところ、今回の売買が成立しました。申請地では、水稻と果樹を栽培する予定です。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いいたします。	議	長	ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
14	番	番号7号について説明します。譲渡人と譲受人はかつて同じ自治会で近所に住んでいました。譲渡人は現在県外に住んでおり、今回自宅と農地の処分を検討していたところ、経営規模を拡大中の譲渡人と話がまとまったものです。現地を確認したところブロッコリーが栽培され、適切に管理されておりました。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いいたします。	12	番	番号6号について質問します。こちらの件で地元の水利組合の代表者に確認したところ、今回の譲渡に関する相談はなかったとのことでした。実際には譲渡の相談がないことも多いですが、譲受人は数年前も申請地近くの農地を購入し、そちらを無断でかさ上げして、自らが営む造園業に使う庭木を植えていたようです。農地をかさ上げすると周辺の農地に影響もありますし、当時地元から多くの問い合わせがあったと聞いております。今回、申請地で予定どおり水稻が作付けされるのであればいいのですが、いかがでしょうか。
16	番	番号8番について説明します。申請地は譲受人の農地に隣接しており、譲渡人の要望により譲渡が成立したものです。譲受人は専業農家で農作業に常時従事しております。現地を確認したところ作付けはされておりますが、今後の耕作に問題ありません。 番号9号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。申請地は譲受人が10年以上耕作しており、引き続き耕作したいと希望したことから、今回の売買となったものです。譲受人は専業農家で常時農作業に従事しており、所有する農地はすべて耕作しております。現地を確認したところ野菜が栽培されており、問題ないと思われます。 番号10号について説明します。申請地は以前から譲受人が借り受けて耕作しており、譲渡人の要望により今回の申請となりました。現地を確認したところ現在何も作付けされておりませんが、今後の耕作に問題ありません。 番号11号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は、以前別の農地を譲渡したこともあることから、申請地の譲渡についても相談したところ、今回話がまとまったものです。譲受人は市外に住んでいますが、譲渡人の親戚が申請地の近辺に住んでおり、草刈り等の管理を行っ	事 務 局		事務局には、水稻及び果樹を作付けするということで営農計画書が提出されております。ただ、過去にそういった事案があったのであれば、水利関係と話をして懸案事項をどうクリアするかが課題となると思われます。
			議	長	そのあたりの懸念があるとなれば、再度事務局と地元の農業委員で確認をしていただきたいと思います。この案件については一時保留とさせていただき、確認の上、再度上程することとさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。
			一	同	[異議なしの声あり]
			議	長	ありがとうございます。ほかにご質問ございませんか。
			15	番	先ほどの質問に関連して確認させていただきたいのですが、農地を使いやすくするために、形状や形質の変更行う場合の面積要件、または届出の必要性はあるのでしょうか。
			事 務 局		1,000㎡以上1ha未満の面積で切土や盛土を伴う場合は、農地を農地として使いやすくするため、農地改良という手続きを取っていただく必要があります。こちらにつきましては、転用申請のような県の許可ではなく、市町農業委員会の承認をいただく形になります。ただ1haを超えるようであれば、県の一時転用許可が必要です。
			15	番	土地の高さの制限はありますか。

事 務 局	ありません。			による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 5 号の 5 件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。1 2 ページをお開きください。議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
議 長	ほかにご質問はありますか。			
一 同	[なしの声あり]		事 務 局	議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」番号 1 号から番号 1 8 号の 1 8 件につきまして、ご説明いたします。
議 長	ないようですので、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 6 号をのぞいた番号 1 号から番号 1 3 号について、お諮りします。ご異議ございませんか。			[議案第 5 号 番号 1 号から番号 1 8 号を朗読]
一 同	[異議なしの声あり]			なお農地区分につきましては、番号 9 号、番号 1 0 及び番号 1 2 号はそれぞれ三豊市役所支所から 3 0 0 m 以内に位置しており、第 3 種農地に該当します。番号 1 5 号は、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地ですので、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地は原則不許可ですが、「拡張に係る部分の敷地面積が、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないもの」にあたり、不許可の例外に該当します。その他はすべて第 2 種農地です。
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 6 号をのぞいた番号 1 号から番号 1 3 号の 1 2 件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。1 0 ページをお開きください。議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。			以上 1 8 件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
事 務 局	議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。			
	[議案第 4 号 番号 1 号から番号 5 号を朗読]		議 長	事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。
	なお農地区分につきましては、番号 1 号、番号 2 号及び番号 4 号の一部は、国又は地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第 1 種農地に該当します。第 1 種農地は原則不許可ですが、番号 1 号は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、不許可の例外に該当します。番号 2 号及び番号 4 号の一部は、申請に係る施設は(農機具格納庫や農作業場として使用する)農業用施設にあたり、不許可の例外に該当します。その他はすべて第 2 種農地です。以上 5 件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われるので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。		3 番	番号 1 号について説明します。譲渡人は後継者がいないため、農地の譲渡先を探していたところ、譲受人と無償での譲渡の話がまとまり今回の申請となりました。譲受人は土木業を営んでおり、申請地を資材置場と駐車場として使用する予定です。現地を確認したところ周辺に農地もないため問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。
			8 番	番号 2 号について説明します。譲受人は建設業を営んでおり、事務所の駐車場が手狭になったため、事務所隣にある申請地の所有者に相談したところ、今回売買が成立しました。今後は駐車場として使用する予定です。周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。		1 1 番	番号 4 号について説明します。譲受人は車両整備工場を営んでおり、以前車両置場の拡張を行いました。出入口の利便性の向上を図るため、譲渡人に相談したところ話がまとまり、今回の申請となりました。隣接農地や水利組合の同意も得ており、周辺農地の影響もなく問題ありません。
一 同	[なしの声あり]			番号 5 号について説明します。借人は土木建設業を営んでおり、申請地は以前から一時転用許可を得て工事を進めておりましたが、今回そちらの再申請を行うものです。現地を確認したところ、排水路等の設置も行われており、適切に管理ができています。農地造成後は牧草の栽培を行う予定です。土地所有者や隣接農地、水利関係者へも再度同意を得ており、問題ないと思われます。
議 長	ないようですので、議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 5 号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。			以上、ご審議よろしく願いいたします。
一 同	[異議なしの声あり]			
議 長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農地法第 4 条第 1 項の規定		2 番	番号 6 号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。受人は習い

		事の教室を開いており、そちらの駐車場とするための申請です。周辺農地等の影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。			
1 2	番	番号 8 号について説明します。申請地周辺は基盤整備の工事が始まったところであり、借人はその施工業者です。その工事にあたり、現場事務所や仮設トイレ、駐車場を設置するための一時転用申請であり、問題ないと思われます。 番号 9 号について説明します。譲受人は鉄鋼業を営んでおり、社内研修を開く際の駐車場が不足するため、申請地を駐車場にするための申請です。地元水利の同意も得ており、周辺農地に影響ありません。 以上、ご審議よろしく願いいたします。		議 長	異議なしと認めます。よって議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 1 8 号の 1 8 件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。1 9 ページをお開きください。議案第 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
				事 務 局	議案第 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」 ご説明いたします。
1 6	番	番号 1 0 号について説明します。こちらにつきましては、譲受人が事業を行うための施設を建設するための申請です。現地を確認したところ、周囲は住宅と農地に囲まれており、現在は耕作されておりません。 番号 1 1 号について説明します。こちらにつきましては、不動産業者の仲介により話がまとまったもので、分譲住宅を建設するための申請です。申請地は住宅に囲まれており、現在は耕作されておりません。 番号 1 2 号について説明します。譲受人は土木建設業を営んでおり、申請地は譲受人の所有する駐車場に隣接しており、今回、譲受人の要望により話がまとまったものです。申請地は農地と住宅に囲まれており、水稻が作付けされているところと草が生えているところがありました。 以上、周辺農地や水利組合の同意も得ており、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。			[議案第 6 号 番号 1 号から番号 3 号を朗読] 農地区分につきましては、番号 1 号のうち一筆と番号 2 号及び番号 3 号が第 1 種農地に該当します。第 1 種農地は原則不許可ですが、この案件は「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」にあたり、不許可の例外に該当します。 以上 3 件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
				議 長	事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
1 7	番	番号 1 5 号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会の住人です。譲受人は、自らが営む事業のために併せ利用地に作業用倉庫を建てており、新たに申請地を資材置場とするための申請です。 番号 1 6 号について説明します。譲受人は併せ利用地を含めた土地で民泊施設の開業を予定しており、そちらの施設建設のための申請です。 以上、周辺農地や水利組合の同意も得ており、問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。		一 同	[なしの声あり]
				議 長	ないようですので、議案第 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号 1 号から番号 3 号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
				一 同	[異議なしの声あり]
1 9	番	番号 1 7 号について説明します。譲渡人は、申請地を住居や駐車場とするため申請を行い許可が出ておりましたが、高齢化などの事情により工事ができておりませんでした。譲受人は県外在住で、地元で店舗用の土地を探していたところ、譲渡人と話がまとまったものです。周辺農地への影響もなく問題ないと思われます。ご審議よろしく願いいたします。		議 長	異議なしと認めます。よって議案第 6 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号 1 号から番号 3 号の 3 件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。2 0 ページをお開きください。議案第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
議	長	ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。			
一	同	[なしの声あり]		事 務 局	議案第 7 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」 ご説明いたします。
議	長	ないようですので、議案第 5 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件について」の番号 1 号から番号 1 8 号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。			[議案第 7 号 番号 1 号から番号 3 号を朗読]
一	同	[異議なしの声あり]			農地区分につきましては、番号 1 号の一部は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地は原則不許可ですが、「第 1 種農地の面積が全敷地面積の 3 分の 1 を超えない」ため、不許可の例外に該当します。番号 2 号は三豊市役所支

		所から３００m以内に位置し、第３種農地に該当します。その他は第２種農地です。
		以上３件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますのでご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一	同	〔なしの声あり〕
議	長	ないようですので、議案第７号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号１号から番号３号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一	同	〔異議なしの声あり〕
議	長	異議なしと認めます。よって議案第７号「農地法第５条第１項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号１号から番号３号の３件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。２１ページをお開きください。議案第８号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。
事	務	局
		議案第８号「非農地証明願いの件について」ご説明いたします。
		〔議案第８号 番号１号を朗読〕
		非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号１号は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。
2	1	番
		番号１号について説明します。こちらにつきましては、農地への進入に使っていた土地について転用の申請があったことから、新たに申請地を進入路として使用するための申請です。地元水利や土地改良区などの了承も得ておりますので、問題ないと思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一	同	〔なしの声あり〕
議	長	ないようですので、議案第８号「非農地証明願いの件について」番号１

		号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一	同	〔異議なしの声あり〕
議	長	異議なしと認めます。よって議案第８号「非農地証明願いの件について」番号１号の１件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。２２ページをお開きください。議案第９号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。
事	務	局
		議案第９号「非農地通知の件について」を説明いたします。
		〔議案第９号 番号１号から番号６号を朗読〕
		よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議	長	事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。
3	番	番号１号について説明いたします。現地を確認したところ、長期間耕作おらず、山林化しております。非農地通知が妥当と判断されますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
8	番	番号２号について説明します。現地を確認したところ、山林化しており入ることができず、周囲も同様の状態です。非農地通知が妥当と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
6	番	番号３号について説明します。現地を確認したところ、山林となっており非農地通知が妥当と思われます。
1	1	番
		同じく番号３号について説明します。同様に山林となっておりますので、非農地通知が妥当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
1	2	番
		番号４号について説明します。現地を確認したところ、申請地に向かう道の途中から、近づけないほど木が生い茂り山林化していました。非農地と判断して問題ないと思います。ご審議よろしくお願いいたします。
1	7	番
		番号５号について説明します。現地を確認したところ雑木林となっており、枝が伸びて耕作は困難です。農地として復旧する見込みはありませんので、非農地通知が妥当と判断します。ご審議よろしくをお願いいたします。
1	9	番
		番号６号について説明します。申請地ではかつてミカンが栽培されていましたが、現地を確認したところ現在は山林化して手が付けられない状況となっています。非農地通知が妥当と判断されますので、ご審議よろしくお願いいたします。
議	長	担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一	同	〔なしの声あり〕

議 長 ないようですので、議案第 9 号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 9 号「非農地通知の件について」番号 1 号から番号 6 号の 6 件につきましては対象地を農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。2 4 ページをお開きください。議案第 1 0 号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第 1 0 号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 1 8 条第 1 項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。2 4 ページから 4 5 ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数 3 5 件、面積 1 2. 6 ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては 4 6 ページから 5 4 ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は 1 7 件であり、面積は 3. 6 ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計 5 2 件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることの、3 つの要件を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第 1 0 号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 0 号「農用地利用集積計画の件について」は 5 2 件すべて適当と認め、決定といたします。本日予定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農業経営改善計画の認定について

2. 遊休農地一筆解消運動について

3. 再生利用が困難な農地の非農地判断マニュアルについて

4. その他

(1) 1 1 定例総会について

日 時 令和 6 年 1 1 月 2 0 日 (水) 午後 1 時 3 0 分

場 所 三豊市危機管理センター 3 階 3 0 1 ・ 3 0 2 会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13 : 30 ~ 16 : 00】

相 談 日	開 催 場 所	相 談 委 員	
1 1 月 7 日 (木)	危機管理センター 1 階 打合せコーナー 1	高瀬町：奈尾 正敏	高瀬町：石井 徳和
		山本町：大橋 正幸	財田町：山岡 正士

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開 催 場 所
1 1 月 1 3 日 (水) 午後 1 時 1 5 分	北葛三市農業委員会連絡協議会 視察研修受け入れ	三豊市財田町公民館 大会議室
1 2 月 1 9 日 (木) 午後 1 時	香川県農業会議創立 70 周年 記念式典 市町農業委員・農地利用最適化 推進委員研修会	丸亀市アイレックス (綾歌総合文化会館) 大ホール

(4) 配布物

・普及センターだより第 181 号

閉 会 【 午後 3 時 1 3 分 】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____